

広島弁護士会ニュース 第1号

～平成30年7月豪雨の被災者のみなさまへ～

広島の高雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★**面談相談**をご希望の方は、紙屋町法律相談センター、法律相談センター福山、呉法律相談センター、ひがし広島法律相談センター、広島北部巡回法律相談センターにおいて、豪雨災害関連の**無料**相談を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

電話番号:082-225-1600(広島、呉、東広島、広島北部で相談ご希望の方)

電話番号:084-973-5900(福山で相談ご希望の方)

予約受付日時、相談日時は、各相談センターで異なりますので、希望の相談センターをお伝えいただき、ご予約ください。

★弁護士会の**被災電話相談ダイヤル**の開設準備を行っています。改めて、ご案内します。

Q1 罹災証明書の発行を受ける必要がありますか？

罹災証明書は、住宅などの損壊の程度について自治体が発行する証明書です。各市町村で証明を受けることができます。公的支援以外にも、各種補助や負担減免の手続きで必要とされることが多いため、発行を受けて下さい。

建物の損傷や損壊状況の写真が必要ですので、携帯電話やスマートフォンで構いませんので出来るだけ状況が分かるよう撮影を行っておきましょう。

Q2 銀行の通帳やキャッシュカード、クレジットカードを紛失してしまいました。

銀行等の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。身分証明書があれば持参し、それもないときは相談してください。銀行印がなくなった場合、印鑑変更の手続きをしてください。

クレジットカードについては、カード発行会社に連絡をとり、使用停止と再発行を求めてください。

Q3 健康保険証を紛失し(自宅に置いたまま避難し)、手元にないのですが、病院に行けますか？

氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、事業所名、組合名などを告げるにより、保険診療を受けることができるよう、中国四国厚生局から各医師会・医療機関に周知されています。

Q4 業者から家などの修理をすぐに依頼するよう勧誘されています。

過去の災害時に、悪質な業者が、被災の不安に乗じて高額な修理費用を請求したり、不十分な工事しかしないというトラブルが多くありました。十分確認して、依頼するようにしてください。

Q5 自分の家の敷地内に流れ着いている他人の物(木、家具、自動車など)を勝手に処分してもよいでしょうか？

価値のあるものは、落とし物と同様ですので、原則、警察署に届け出てください。価値があるか分からないものは、弁護士までお問い合わせください。

- ・広島弁護士会HPに、各種支援情報も掲載しています。「広島弁護士会」で検索してください。
- ・災害救助法の適用対象地域は、内閣府の防災情報ページより確認できます。
- ・法律に関することかどうかも分からないということでも構いませんので、ご相談ください。
- ・本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。